

< 第 4 条関係 >

令和 5 年度エイズ・梅毒 予防・検査普及キャンペーン事業企画・運営
業務委託に係る審査委員会設置要領

(設置)

第 1 条 令和 5 年度エイズ・梅毒 予防・検査普及キャンペーン事業企画・運営業務委託に係る企画提案競技における提案内容の審査、選定等を行うため、令和 5 年度エイズ・梅毒 予防・検査普及キャンペーン事業企画・運営業務委託に係る審査委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(委員会の業務)

第 2 条 委員会は、次に掲げる業務を行う。

- (1) 提出された企画提案書について、別に定める審査基準に基づいた内容の審査及び最も優れた企画を提案した者の選定
- (2) その他委員会の目的を達成するための必要な事項

(委員会の決定等)

第 3 条 前条の委員会の業務に係る決定等は、委員長及び委員の合議による。

(組織)

第 4 条 委員会は、別表に掲げる委員長及び委員をもって構成する。

2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

(会議)

第 5 条 委員会の会議は、委員長が招集し委員長が議長となる。

2 委員会の会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。ただし、やむを得ない理由により会議の開催ができない場合は、関係書類の持ち回りにより会議の開催に代えることができる。

(委員の責務)

第 6 条 委員は、公正かつ公平に審査を行わなければならない。

2 委員は、審査等の過程において知り得た情報を公表してはならない。

(委員会の庶務)

第 7 条 委員会の庶務は、感染症対策課感染症対策担当において行う。

(雑則)

第 8 条 この要領に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この要領は、令和 5 年 7 月 28 日から施行し、委員会の目的を達したときは、効力を失う。

別表（第4条関係）

委員長	感染症対策課	課長 坂本 三智代
委員	感染症対策課	課長補佐 渡辺 智裕
		感染症対策担当 副主幹 日高 真紀
		感染症対策担当 技師 川平 陽子
		感染症対策担当 技師 泉 摩依
	健康増進課	課長補佐（技術） 蛭原 夕起子

< 第 5 条関係 >

審 査 基 準 表

(令和 5 年度エイズ・梅毒 予防・検査普及キャンペーン事業企画・運營業務委託)

審査項目		審査内容	配点	
1	運営体制	業務を安定的に実施することができる必要な人材や体制が確保されているか。	5	10
		計画的な業務スケジュールとなっているか。	5	
2	経済性	提案内容に対し、経費の積算は妥当か。また、節減のための工夫がなされているか。	5	10
		提案価格に優位性はあるか（1 - 提案金額/契約上限額）×配点。 ※小数点以下切り捨て	5	
3	内容構成力	事業の趣旨や目的等を十分に理解しているか。	10	75
		業務委託仕様書を踏まえた内容で業務目的が達成される企画であるか。	5	
		斬新で魅力的なアイデアが盛り込まれているか。	5	
		宮崎県の感染状況や検査相談窓等、本県の独自の情報が盛り込まれているか。	5	
		テレビ、インターネット等を活用した広告等について、より多くの県民の注目や関心が集まる内容かつ県民一人一人がエイズ・性感染症を身近な課題と捉え、正しい知識の習得や受検行動につながるような仕掛けを含んだ内容について、十分検討されているか。	10	
		啓発資材、動画等の内容について、幅広い年齢層の県民が広く、関心を持ち、エイズや性感染症に関する正しい知識を習得することができ、誤解や偏見のない意識を高めることができる内容・デザインであるか。	10	
		啓発資材、動画等の内容について、個別施策層（MSM、性風俗産業従事者）が、関心を持ち、正しい知識を習得することができ、受検行動に結びつくような効果がきたいできる内容・デザインであるか。	10	
		実現的かつ効果的な啓発資材の配布方法が十分検討されているか。	5	
4	実績	啓発イベントの企画（配布物や場所、時間等）について、広報ターゲット（幅広い年齢層、個別施策層）の集客が見込まれる内容が十分検討されているか。	10	5
		啓発資材、動画等は次年度以降も活用できる内容であるか。	5	
合 計			100	100

【審査方法】

- (1) 委員は、各項目について審査を行い、採点する。
- (2) 全ての委員の点数を集計する。
- (3) 集計の結果、合計点数が最も高い参加者を受託候補者として決定する。
なお、点数が同点の場合は、委員の協議により決定する。
- (4) 委員の合計点数が最低基準点である 360 点（満点 600 点×6 割）以上になった参加者がいなかったときは、受託候補者を決定しない。
- (5) 参加者が 1 者だけの場合、委員の合計点数が最低基準点である 360 点（満点 600 点×6 割）以上になったとき、その参加者を受託候補者として決定する。

【評価基準】 ※ 5 段階以外の場合は、本基準をベースに採点する。

5	4	3	2	1	0
標準より非常に優れた提案	標準よりやや優れた提案	標準的な提案	標準よりもやや劣る提案	標準より劣る提案	評価不能

< 第9条第4項関係 >

令和5年度エイズ・梅毒 予防・検査普及キャンペーン事業企画・運営業務
審査結果一覧表

1 集計結果

	得点計	順位
A社		
B社		
C社		

最低基準点

2 内 訳

< A社 >

審査項目	総合	① 委員	② 委員	③ 委員	④ 委員	⑤ 委員	⑥ 委員	合計
運営体制	15							
経済性	5							
内容構成力	80							
合計	100							

< B社 >

審査項目	総合	① 委員	② 委員	③ 委員	④ 委員	⑤ 委員	⑥ 委員	合計
運営体制	15							
経済性	5							
内容構成力	80							
合計	100							

< C社 >

審査項目	総合	① 委員	② 委員	③ 委員	④ 委員	⑤ 委員	⑥ 委員	合計
運営体制	15							
経済性	5							
内容構成力	80							
合計	100							

< 第 1 2 条関係 >

令和 5 年度エイズ・梅毒 予防・検査普及キャンペーン事業企画・運営
業務委託企画提案競技による契約結果等について

年 月 日

1	契約案件名	
2	契約者名	
3	得点 (満点)	
4	参加者数	